

毎週火・金曜日発行（但休日）当るときは翌日）
昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

鳥取県公報

目次

- ◇告示 解の指定 土地改良区役員の新任及び就任
- ◇教委告示 定例教育委員会の招集
- ◇正誤 昭和三十三年十一月十九日付鳥取県告示第六百二十号中訂正

告示

鳥取県告示第三十六号

鳥取県婦人相談所を鳥取県会計規則（昭和二十八年六月鳥取県規則第三十九号）第二条の規定による解に昭和三十三年二月一日指定した。

昭和三十三年二月四日

鳥取県知事 遠藤 茂

鳥取県告示第三十七号

下黒坂土地改良区から、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十項の規定により、次のように役員が退任及び就任した旨届出があつた。

昭和三十三年二月四日

鳥取県知事 遠藤 茂

退任した役員の名及び住所

理事長 生田 浩造 日野郡黒坂町大字下黒坂

理事 生田 貞寿

〃 頭本 潔

〃 梅林 寿次

〃 頭本 忠治

〃 頭本 義人

〃 頭本 鶴一

就任した役員の名及び住所

理事長 頭本 潔 日野郡黒坂町大字下黒坂

理事 生田 貞寿

〃 生田 浩造

梅林寿次
頭本忠治
頭本義人
頭本鶴一
監事

教育委員委員会告示

鳥取県教育委員会告示第五号

定例教育委員会を次のとおり招集する。

昭和三十三年二月四日

鳥取県教育委員会委員長 米原 穰

一日 時 昭和三十三年二月五日 午前十一時

一場 所 鳥取県教育委員会 会議室

一 議題 1 昭和三十三年度教職員人事異動方針

について

2 定例報告について

3 その他

正 誤

昭和三十三年十一月十九日鳥取県告示第六百二十号中誤植があつたので次のとおり訂正する。

頁	行	段	誤	正
二	終りから	下から	多里村大字萩原	鳥取県知事
五	一	宝石仙次郎外四名		
四	一	多里村	同	
三	一	根雨町	同	
一	一	江府町	同	

昭和四年四月十五日第三種郵便可 発行日 火、金

鳥取県鳥取市東町 鳥取市東町 鳥取市東町 鳥取市東町 鳥取市東町 鳥取市東町 鳥取市東町 鳥取市東町 鳥取市東町 鳥取市東町